

NO	質問		回答
	広島県民の新規予約受付停止について		<p>8月1日より、広島県民からの新規予約は、募集型旅行商品・受注型旅行商品（修学旅行等を含む）・手配旅行において割引およびしまねっこクーポン配布の対象とすることができません。</p> <p>ただし、7月31日までに受け付けた予約は、割引およびしまねっこクーポン配布の対象とすることができます。</p> <p>なお、本キャンペーンの対象とならないからといって、旅行の催行や、参加を規制しているものではありません。</p>
	【8月1日～】 旅行商品の事前承認について		<p>【広島県民を対象とした旅行商品の事前承認について】</p> <p>7月31日までに事務局へ提出された募集型企画旅行商品および受注型企画旅行商品（修学旅行等も含む）は順次承認します。</p> <p>ただし、承認された旅行商品でも、8月1日以降に広島県民より新規予約があった場合は、割引の対象となりません。また、しまねっこクーポンの配布もできません。</p> <p>なお、8月1日以降に事前承認を受ける募集型企画旅行および受注型企画旅行（修学旅行等も含む）において、<u>広島県民のみを対象としている旅行商品である場合は、承認することができません。</u></p>
1	定義	中四国ブロックでの利用について	<p>県内旅行会社等による宿泊手配及び旅行商品の割引及びしまねっこクーポンの配布について、令和4年5月25日から中四国ブロックの県民を対象とします。</p> <p>ただし、ワクチン接種証明書（島根県民は2回以上接種済、その他の県民は3回接種済）、または陰性の検査結果の提示、確認が必要です。</p> <p>また、島根県以外からの旅行については、出発地の県が実施するキャンペーンの期間中のみ対象となりますので、最新の情報は各キャンペーン事務局のHPをご確認ください。</p>
2	定義	割引が適用とならない場合はどのようなケースか？	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種証明書・検査結果通知書等の提示がない場合 ・旅行者のPCR検査結果等が陽性の場合 ・該当都道府県知事が割引適用について中止を宣言した場合
3	定義	「県内旅行」の定義をお知らせください。	<p>県内観光地・観光施設等を2か所以上巡るものとしします。</p> <p>ただし、1か所以上は県内の有料施設（体験、食事を含む）を含む必要があります。</p> <p>現地集合、現地解散のプランでも可能です。</p> <p>（例）昼食代＋入館料</p>
4	定義	【県内観光地・観光施設等の定義について】	<p>(1) 「観光施設等」とは、入場又は乗車(乗船)等をして、観覧、おみやげの購入、飲食、サービスの受給等ができる施設をいう。(有料、無料を問わない)</p> <p>(2) ガイドや体験ツアーなどについては1か所として数えることができる。</p> <p>(3) 観光地(出雲大社～神門通り、松江城山公園、石見银山など)において、特定の観光施設等を利用せず自由行動とする場合も観光地として認める</p> <p>①自由行動エリアに利用が想定される観光施設が複数あること。</p> <p>②旅行契約、旅行商品の行程表等で確認できること。</p> <p>(4) 道の駅等も観光地として認めるが、単なるトイレ休憩等を目的とした立寄り施設数として数えることはできない。</p>
5	定義	【有料施設の定義について】	<p>(1) 入場料、乗車(乗船)料などが発生する施設。</p> <p>(2) ガイドや体験ツアーのうちサービス受給に料金が発生するもの。</p> <p>(3) 飲食店など有料で飲食が発生する施設。</p> <p>(4) 有料の宿泊施設。</p> <p>(5) 公共交通機関、タクシーなど有料の交通機関を利用する場合は1か所として数えることができる。</p>
6	定義	現地集合、現地解散の場合も県内観光地を2か所以上立寄りが必要ですか。	<p>必要です。</p> <p>また、有料施設（体験、食事を含む）を1か所以上含む必要があります。</p>

NO	質問		回答
7	定義	島根県民が県内に泊まって、2日目に「境港」と「とっとり花回廊」に行くコースも助成対象にはならないのですか？	島根県内に宿泊され、主たる旅行先が島根県であれば、対象になります。島根県へ補助金申請された場合、他県への申請はできません。発地の県と島根県のどちらでも助成制度の対象となる場合は、助成対象経費の重複はできません。また、1泊目を島根県、2泊目をA県で宿泊した場合、A県での宿泊費、A県内での有料施設での料金を除いた経費を島根県へ申請することになりますが、算定根拠のわかる資料の提出が必要です。
8	定義	鳥取県出発の旅行で、鳥取県の観光地等を巡る、または宿泊をした後、島根県の観光地等を2か所巡った場合、島根県での助成制度の対象になりますか？	主たる旅行先は原則宿泊地で判断することを想定しています。宿泊先の県で補助対象とならない場合は、島根県の観光地2箇所以上（うち有料施設（体験、食事を含む）を1か所以上）含んでいれば、島根県での有料施設（※上記5参照）での費用のみを対象とします。他県の補助事業との助成対象経費の重複がないことを確認し、経費の内訳書を添付の上、実施計画書を提出ください。
9	定義	マイカープランで、とっとり花回廊、松江城、松江城周辺散策などの場合で、時間配分をお客様で決められる場合は、観光地の数が2か所であることから、島根県での助成制度の対象となるか？	有料施設（体験、食事を含む）を1か所以上含んでいれば対象となります。ただし、発地の県と島根県のどちらでも助成制度の対象となる場合は、どちらか一方での申請しかできません。（重複不可）
10	定義	とっとり花回廊、松江城周辺散策、出雲大社など島根県の観光地では観光料金が発生しない場合も観光地が2か所の為、島根県での助成制度の対象となるか？	有料施設（体験、食事を含む）を1か所以上含む必要があるため、対象になりません。
11	定義	1日目に広島県で泊まって、2日目に島根県内の観光地を2か所以上巡ってれば、島根県での助成制度の対象となるか？	主たる旅行先は原則宿泊地で判断することを想定しています。宿泊先の県で補助対象とならない場合は、島根県の観光地2箇所以上（うち有料施設（体験、食事を含む）を1か所以上）含んでいれば、島根県での有料施設（※上記5参照）での費用のみを対象とします。他県の補助事業との助成対象経費の重複がないことを確認し、経費の内訳書を添付の上、実施計画書を提出ください。
12	定義	マイカープランで複数の観光施設を周遊する場合、各施設で逐一確認が必要か？	各旅行商品につき、1回確認ができればよいです。
13	定義	宿泊手配を使って島根県へ来て、県内の着地型商品を使用する場合、複数回キャンペーンを適用することになるが、問題ないか？	別々の旅行商品を使用するのであれば、複数回キャンペーンの適用を受けても問題ありません。
14	定義	ガソリン券やお土産購入券等が含まれる旅行商品を販売した場合、その費用も助成対象になりますか？	金券等にかかる費用は、助成対象外です。
15	定義	県外に営業所があるバスを利用しても対象となりますか？	対象となります。
16	定義	店頭での販売を想定していないマイカープラン等の旅行商品は、割引前の値段での販売としなければならないか？	予約時にワクチン接種済証の確認ができれば、割引後の価格で販売可能です。

NO	質問		回答
17	定義	一人当たりの助成について 旅行代金の半額が割りきれない場合一円単位は？	<p>半額で割り切れない場合は、割引額を切り捨て、個人負担額に端数を加えてください。 (例) 旅行代金 8001円の場合 (割引額4000円、個人負担額4001円)</p> <p><算定例> 10人 2泊3日の修学旅行の場合 ・バス代10万円・・・島根県交通対策課助成により2分の1 ・宿代10万円、食事代5万円、入場料5万円、手配料5万円の合計25万円 ⇒一人当たり2万5千円-1万円(2泊分割引上限) = 1万5千円(1人あたり個人負担額) さらにしまねっこクーポン2枚×10人=20枚配布 ※島根県交通対策課の補助対象となるバス代部分については全額、一人当たりの旅行代金に含めることはできません。なお、島根県交通対策課の貸切バス助成に関しては、島根県民の県内移動を対象としています。</p>
18	定義	旅行代金の半額(5000円上限) 2泊の場合 は10000円上限？	ご認識の通りです。ただし、宿泊日ごとに補助金額を算出してください。
19	定義	各種割引との併用について	<p>原則として、各種割引を行った後の金額(宿泊代金、もしくは旅行代金)に対し、半額(上限5000円)割引を適用してください。その際は、各種割引を行った後の旅行代金からの半額を基準とし、しまねっこクーポンを配布してください。 (例) 10000円(割引前料金) - 2000円(各種割引) = 8000円 ÷ 2 = 4000円(WeLove山陰 キャンペーン割引4000円、しまねっこクーポン配布1枚)</p> <p>ただし、この原則によりがたい場合は、確実に旅行者の個人負担が発生するように料金設定を行ってください。 なお、個人負担が発生しない料金設定等を行った場合は、補助金を返還いただきますので、ご注意ください。</p>
20	定義	鳥取県の宿泊施設等に対する島根県民が受けられる割引については、どのようになっているか。	鳥取県の決定事項によりますので、鳥取県の制度をご確認ください。
21	定義	「WeLove山陰キャンペーン」と「再発見！あなたのしまねキャンペーン」は別個のものか？	島根県・鳥取県の宿泊割引のみ「WeLove山陰キャンペーン」で、その他の対象県民を対象とした宿泊割引及び旅行割引は「再発見！あなたのしまねキャンペーン」と呼んでいるが、同一のものと思っただけで差し支えありません。
22	定義	キャンペーン停止となった場合、発生したキャンセル料は助成制度の対象となるか？	キャンペーン停止時の県によるキャンセル料の補填は行いません。
23	ワクチン接種関係	ワクチン接種歴又は検査結果の確認方法	<p>①ワクチン接種済証等で、 【島根県民】 ・2回以上接種したことが分かる書類 (2回目接種から14日以上経過していること) 【島根県民以外】 ・3回接種したことが分かる書類 (画像や写しでも可。同一人物かの確認は必要)</p> <p>②陰性証明書又は結果通知(PCR検査・抗原定量検査(有効期限3日以内)、抗原定性検査(有効期限1日以内)) ③12歳未満は同居する親等の監護者(ワクチン接種済証等の提示者)の同伴を条件に検査不要。 ただし、旅行者の居住地で自粛要請が出されている場合、6歳以上12歳未満の者は、検査が必要。 ④未就学児(概ね6歳未満)は親等(ワクチン接種済証等の提示者)同伴で検査不要</p>
24	ワクチン接種関係	ワクチン接種証明書・検査結果通知書等の確認は本書で確認したら良いですか。また、証明書等の写しが必要ですか？	証明書等の画像や写しでも確認可とします。目視確認により写しの提出は不要です。

NO	質問		回答
25	ワクチン接種関係	ワクチン接種証明書・検査結果通知書等の有効期限はありますか？	①ワクチン接種済証の有効期限は当面定めないとされています。 ②検査結果通知書は、旅行の初日を基準日として、PCR検査・抗原定量検査は3日以内、抗原定性検査は1日以内であれば有効です。
26	ワクチン接種関係	PCR検査の有効期限について、例えば出発日が1月10日の場合の有効期限は。	1月8日からの検査結果が有効となります。（出発日を含む3日前から有効）
27	ワクチン接種関係	ワクチン接種証明書・検査結果通知書等がなければ、旅行商品割引を適用することができないということか？	令和4年1月以降、割引とクーポン配布を受けたい場合は、ワクチン接種済証等の提示が必要です。
28	ワクチン接種関係	ワクチン接種証明書・検査結果通知書等の確認は代表者のみでよいか、全員分必要か？	全員分の確認が必要です。
29	ワクチン接種関係	ワクチン接種証明書・検査結果通知書等は代表者のみ確認したら良いですか？	割引を受ける方、全員について確認してください。ただし、同居の親等が同伴する場合、12歳未満の方の提示は不要です。 なお、学校等の活動にかかるツアーや宿泊（例：修学旅行）については、提示不要です。（修学旅行等の生徒のワクチン接種証明書・検査結果通知書等の確認不要）引き続き、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」等を踏まえた対応を行ってください。
30	ワクチン接種関係	本人確認やワクチン接種証明書・検査結果通知書等について、マイカープラン等、店頭で確認できない旅行商品もある。メールや郵送での確認と、電話での確認、いずれも問題ないか？	目視で確認した上でアンケートの「旅行会社側使用欄」に記入していただく必要があるため、電話のみでの確認は不可。メールや郵送により確認いただきたい。 ただし、検査結果通知書の場合は、検査の種類によって、有効期限があるため、旅行開始日が有効期限内であるかの確認が必要。
31	ワクチン接種関係	手配旅行は、宿泊施設でワクチン接種証明等を確認することでよいか。	ワクチン接種済証は、有効期限がないので、一度、予約時に旅行会社で確認してください。 陰性証明書（PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査）は、旅行開始日に有効期間内のものであるか確認してください。確認方法については、宿泊施設等と調整ください。
32	ワクチン接種関係	同居の親等のいずれもワクチン接種証明書・検査結果通知書等の提示がない場合、12歳未満の方はキャンペーンが適用されませんか？	同居の親等の同伴者のいずれか1名のみワクチン接種証明書・検査結果通知書等の提示があれば、12歳未満の方はキャンペーンの適用となります。 この場合、ワクチン接種証明書・検査結果通知書等の提示のない方（12歳以上）は、キャンペーン適用外となります。
33	ワクチン接種関係	夫がワクチンを打っていて、妻が打っていない場合、子どもも含めた家族のキャンペーン適用の可否は？	同居の親等の監護者のうち最低1名のワクチン接種済証が確認できれば、子どもも適用可。 従って、質問の場合は、夫は適用可、妻は適用不可、子どもは適用可。
34	ワクチン接種関係	修学旅行ではない、子どもだけが参加する旅行商品について、確認はどのようにしたらよいか。	学校長が実施証明書を提出いただける、学校等の活動による修学旅行等であれば、ワクチン接種済証等の確認は不要ですが、学校等の活動でない場合、参加者が12歳未満の場合は、予約時及び旅行初日に親等監護者の接種済証等の確認をお願いします。 12歳以上の場合は、大人と同様に、ワクチン接種済証、又は陰性証明書の確認が必要です。
35	ワクチン接種関係	当社では、これからもアンケートの記入は代表者のみとしようと思うが、PCR検査等の確認は、割引を受ける方全員に対して行うのか。	そのとおりです。
36	ワクチン接種関係	陰性証明やワクチン接種済証も名簿のようにまとめて提出が必要か？	提出不要です。アンケートの「旅行会社側使用欄」に記入ください。

NO	質問		回答
37	ワクチン接種関係	ワクチン接種者でない場合で、旅行商品予約申込み時点でPCR検査を受けていない場合はどのようにすればよいか。口約束でクーポンを渡してもいいのか。	陰性証明書（PCR検査・抗原定量検査・抗原定性検査）は、旅行開始日に有効期間内のものであるか確認してください。また、その際陰性証明書が確認できない場合は、割引及びクーポン配布の対象外となります。
38	ワクチン接種関係	ワクチン接種していない場合、宿泊割引やしまねっこクーポン配布の対象とならないですか？	検査結果通知書等の提示により陰性であることが確認できれば、宿泊割引やしまねっこクーポン配布ができます。旅行商品の割引についても同様です。
39	ワクチン接種関係	ワクチン接種証明書・検査結果通知書等を忘れた場合、宿泊割引やしまねっこクーポンの配布はできますか？	ワクチン接種済証の場合は、予約時の確認でOKです。陰性証明書等の検査結果の場合は、宿泊施設のチェックイン時に確認出来ない場合は、宿泊割引またはしまねっこクーポン配布はできません。また、旅行商品の割引も、旅行開始時点での陰性の確認が必要です。
40	ワクチン接種関係	検査費用は助成対象となりますか？	旅行・宿泊商品に含まれない検査費用については、助成対象外です。旅行・宿泊商品に含まれる検査費用（例：PCR検査付きツアー）については、助成対象とすることが可能です。
41	申請等の手続き	県外の旅行会社は、キャンペーンに参加できますか？	中国地方・四国地方に本店または営業所等がある旅行会社（所在県の県民割事業に参加登録していること）が、本県の要綱に基づき、島根県内の宿泊施設の予約手配や、島根県内を周遊する旅行商品を造成する場合には、事前に登録いただくことにより、参加することが可能です。
42	申請等の手続き	県外旅行会社及びOTAの利用について	県外に営業所等のある旅行会社やOTA等で、宿泊施設が本キャンペーン適用の宿泊プランを販売することは可能です。ただし、【現地決済のみ】としてください。割引代金の申請は、各宿泊施設から県事務局へ申請を行ってください。
43	申請等の手続き	旅行商品の場合、実施計画書への添付書類	<p>【募集型の場合】</p> <p>①実施計画書（本書）</p> <p>②募集型旅行商品のチラシ（行程、割引前後の料金がわかるもの）</p> <p>⇒対象商品とした場合は、島根県からメールにて可否の返信を行います。また原則、特設ホームページへ掲載します。</p> <p>【受注型の場合】</p> <p>①実施計画書（本書）</p> <p>②行程表</p> <p>③修学旅行等の場合のみ、学校へ提出した見積書等（一人当たりの旅行代金の算出根拠資料となるため、代金計算の考え方も欄外に記載してください）</p> <p>⇒対象商品とした場合は、島根県からメールにて可否の返信を行います。</p>
44	申請等の手続き	【宿泊手配の場合】 交付申請書兼実績報告書への添付書類について	<p>①宿泊手配の場合交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>②アンケート</p>
45	申請等の手続き	【旅行商品の場合】 交付申請書兼実績報告書への添付書類について	<p>【募集型旅行商品の場合】</p> <p>①交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>②募集型旅行商品のチラシ（行程、割引前後の料金がわかるもの）</p> <p>③アンケート</p> <p>【受注型旅行商品の場合】</p> <p>①交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>②行程表</p> <p>③旅行会社が相手方へ発行する請求書の写し</p> <p>④アンケート</p>
46	申請等の手続き	【修学旅行等の場合】 交付申請書兼実績報告書への添付書類について	<p>①交付申請書兼実績報告書（様式第1号）</p> <p>②行程表</p> <p>③学校へのお見積書、請求書等の写し（一人当たりの旅行代金の算出根拠資料となるため、代金計算の考え方も欄外に記載してください）</p> <p>④学校長等が証明する修学旅行等実施証明書（※欄外に予約日、クーポン配布枚数、クーポン番号を記載ください）</p> <p>⑤参加者名簿（氏名のみで、居住地の記載は不要）</p>

NO	質問		回答
47	申請等の手続き	実施計画の変更について	WeLove山陰キャンペーン対象旅行商品として認定済みの実施計画について、催行日・料金・行程等の記載事項に変更が発生した場合は、修正後の実施計画書を提出してください。 提出の際は、すでに認定済みである旨をお知らせください。
48	申請等の手続き	鳥取県内の宿泊も、島根県内の旅行会社が手配可能か？	可能です。詳細、手続きは鳥取県にお問合せください。
49	申請等の手続き	広島支店がキャンペーンに参加する場合、県内の支店とは別途で登録する必要があるか？	広島支店が補助申請し、補助金を収入する場合は、別途登録ください。 県内の支店が補助申請し、補助金を収入する場合は、県内の支店のみの登録のみで問題ありません。
50	申請等の手続き	補助金はどのように精算して、振込は一般の助成金と併せて振込されるのか？	交付要綱に基づき、交付申請兼実績報告を提出ください。約1ヶ月後の入金となります。
51	クーポン	しまねっこクーポン配布基準 宿泊の場合は利用OK、日帰りの場合もOK？	宿泊、日帰りとも、割引後の代金に応じて配布してください。 2500円以上5000円未満 1枚 5000円以上 2枚
52	クーポン	島根県民が皆生温泉に宿泊する場合は、鳥取県のクーポンをもらえるのか？	登録施設、手続き等は鳥取県にお問合せください。
53	修学旅行等	学校の範囲 小・中・高・大・専門学校まで？	修学旅行等を対象としており、校外での活動や部活動なども対象となります。また、左記以外に、幼稚園、保育所の遠足等も対象です。 また、しまねっこクーポンの配布も可能です。
54	修学旅行等	修学旅行以外でこの助成が適応される場合としてはどんなものを想定されていますか？	修学旅行等は、遠足、社会科の見学、移動教室、体験活動など校外で行う活動を含みます。登録旅行会社を通じた手配に対して割引助成を行います。
55	修学旅行等	一学校の上限はないのか？	金額・申請数・人数いずれも上限はありません。
56	修学旅行等	12月31日以降も、修学旅行は接種証明がいらないということでしょうか？	そのとおりです。（※感染症予防ガイドライン等に沿って催行される場合で、かつ、交付申請書兼実施報告書に添付資料として、学校長等による実施証明書の提出が必要となります。）
57	修学旅行等	先生も割引対象でしょうか？	割引対象としていただくことは妨げませんが、教員の場合、職員旅費との重複はできませんので、学校と相談してください。 ※県教育委員会より旅費として、WeLove山陰キャンペーンの適応をしないよう通達あり。 教員は旅費として学校から全額支払われるケースもあり、私立学校であっても県費が含まれることが想定されます。その場合はWe Loveの割引適用できません。 →●（補足）学校によって、旅費で支払う場合と、後援会等で教員の費用を支払う場合があると思われます。旅費で払う場合、税金の二重払いになるためWe Loveの割引適用ができませんが、私費の場合であれば、割引可能です。
58	修学旅行等	部活遠征や遠足のバス代でも利用可能でしょうか？	利用可能です。
59	修学旅行等	バス助成との併用できるのは、修学旅行のみということでしょうか？	ご認識の通りです。また、島根県交通対策課の貸切バス助成に関しては、島根県民の県内移動を対象としていますので、ご注意ください。なお、他県の貸切バス助成制度を活用している場合も当キャンペーンへの補助申請は可能ですが、バス料金を差し引いた額が算定基準額となります。
60	修学旅行等	日帰り遠足+1泊2日の修学旅行の場合、それぞれで助成対象なのか、まとめて1回分なのか	連続した行程であれば、1回として申請してください。
61	修学旅行等	1泊2日の行程の修学旅行を一日単位に分けて貸切バス助成金を申請している場合の取り扱いについて	貸切バス代金を全体を差し引いた上で、一人当たりの旅行代金を算出ください。
62	修学旅行等	遠足バスの日帰りの場合、バスの割引以外で割引がありますか？	施設入場料（団体の場合は団体料金）、食事など、旅行会社が手配するものについて、旅行商品代金として一人当たりの料金を算出の上、その料金に対して半額割引（上限5千円）をすることが可能です。

NO	質問		回答
63	修学旅行等	修学旅行の一人あたりの旅費算出はバス代金は丸々除いた一人あたり旅費に対しての助成という認識でよいでしょうか？ 1/2のお客様負担分は旅費算出に含めてはいけないということでしょうか？	島根県交通対策課の助成または他県が実施する交通費助成と併用の場合、ご認識の通りです。 交通費助成と併用されない場合は、バス代金も含めて申請できます。 なお、島根県交通対策課の貸切バス助成に関しては、島根県民の県内移動を対象としています。
64	修学旅行等	補助を受ける場合、保護者が明確に認知できるようにとありますが、旅程等に明記が必要でしょうか？	学校から証明書を提出していただければ、旅程への明記は不要です。
65	修学旅行等	修学旅行に限り今年度内(3月まで)にできないか。昨年もコロナ渦で5月が11月へ、11月が3月へと二転三転してやっと実施できた学校も多い。予約は半年～1年前にされていても変更になる。	国の補助事業を活用予定のため、国が設定する補助対象期間までの旅行等について対象とします。(期間については特設ページのトップをご覧ください)